

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 に関する取り扱いについて

(1) 基本情報

当法人では、介護職員処遇改善加算については、全ての対象事業所で『加算Ⅰ』を算定しています。また、昨年度より算定を開始しました介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）については、悠紀会病院・介護医療院ゆうきの里・介護老人保健施設ゆうきの里では『特定加算Ⅰ』を、ゆうきの家・ライフサポートいわさき・小規模多機能ホームしいの木の里では『特定加算Ⅱ』を算定します。

(2) 介護職員処遇改善加算について

1. 加算の算定期間	令和3年4月～令和4年3月
2. 賃金改善実施期間	令和3年6月～令和4年5月
3. 令和3年度加算の見込額（総額）	50,588,340円
4. 賃金改善所要見込額（総額）	50,611,331円
5. 対象者	法人内の介護保険事業所に勤務する介護職員。ただし、医療保険病棟に勤務する介護職員についても、法人負担により同様の取り扱いとします。
6. 賃金改善の方法	<p>① 基本給 正職員については、人事考課に基づき昇給。パート職員については、更新時に必要と認めた場合、時給の見直し</p> <p>② 賞与 正職員については、昇給に連動しての増額（昇給額×4ヶ月を予定）</p> <p>③ 処遇改善手当 年12回（月額10,000円を予定）</p> <p>④ 処遇改善一時金 年1回（処遇改善加算の額から昇給及び処遇改善手当等による改善の額を除いた額を、一時金として令和4年5月に支給予定）</p>

(3) 介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）について

1. 加算の算定期間	令和3年4月～令和4年3月
2. 賃金改善実施期間	令和3年6月～令和4年5月
3. 令和3年度加算の見込額（総額）	19,070,304円
4. 賃金改善所要見込額（総額）	19,091,331円
5. 対象者	法人内の介護保険事業所に勤務する介護職員。ただし、介護福祉士の資格を有し、当法人における勤続年数が10年以上の者を『経験・技能のある介護職員』として設定し、他の介護職員と分けて賃金改善を行う。また、医療保険病棟に勤務する介護職員についても、法人負担により同様の取り扱いとします。
6. 賃金改善の方法	年1回、一時金として令和4年5月に支給予定。ただし、法令の通り、上記『経験・技能のある介護職員』の賃金改善額の平均が、他の介護職員の賃金改善額の平均よりも高くなるように支給します。

(4) その他

賃金改善額は、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）の実績および職員数の増減により変動します。あらかじめご了承ください。